

国公立大学学校推薦型選抜・総合型選抜、
及び私立大学推薦入試に関する方針

令和3年7月20日
白陵高等学校

本校は、社会の諸問題を考えるために必要な様々な基礎学力を身につけることに力を入れており、一般選抜での合格を第一に考えている。しかしながら、生徒が自己実現するために進学したいと考えている志望校において、その他の選抜方式があり、かつこれまでの学校生活で習得した知見およびその後の明確な将来像を持っている場合は、推薦入試の活用に応じている。

・大学受験において推薦入試を活用できる者の基準を、以下の通りに定める。

1 推薦される志願者に求める事項

- (1) 推薦入試の本質からして、原則として志願者の第一志望校に限り推薦を認める。出願後はいかなる事由があっても辞退は認めない。
- (2) 志願者は、学校生活に前向きに取り組み、努力が認められなければならない。
- (3) 志願大学に明確な要件がある場合は、そのすべてに該当しなければならない。
- (4) 推薦は併願可能な私立公募推薦校を除き、一人につき一校までとする。ただし、志願大学の要件として、複数の方式での受験が可能な場合、同一校に限り複数の出願を認める。
- (5) 専願制の推薦の場合、合格者はいかなる理由があっても推薦先の大学へ入学しなければならない。

2 志願における要件および選考

- (1) 国公立大学学校推薦型選抜について
 - ア 志願者の第一志望校である。
 - イ 出願締め切り期日の原則 2ヶ月前までに現役生は学級担任、過年度卒業生は卒業時担任(学年主任)に直接連絡した上で、募集要項(印刷したもので可)と共に推薦入試等申込書【様式1】を提出する。その際、特別活動の記録【様式2】と志望理由書または自己推薦書【様式4】および必要に応じて自己PRシート【様式3】も提出すること。ただし、定員がない場合は1か月前まで受理する。
 - ウ 推薦者を志望理由書・自己推薦書・活動報告書・学業成績等を踏まえ、選考委員による校内選考会議により選考し、学校長が決定する。必要があれば志願者と面接を実施する。
 - エ 大学が定める定員がある場合は、推薦者決定後の辞退も認めない。
 - オ 一般選抜出願先は原則推薦出願先と同一とする。ただし、大学入学共通テストの結果等により志願者の希望があれば、選考委員による協議を経て、学校長に承認された場合、一般選抜出願校の変更を認める。

(2) 国公立大学総合型選抜について

- ア 志願者の第一志望である。
- イ (1)のイに同じ
- ウ 推薦者を志望理由書・自己推薦書・活動報告書に基づき選考委員が選考し、学校長が承認する。
- エ (1)のエに同じ
- オ 一般選抜出願先は推薦出願先と同一であることが望ましい。ただし、学校推薦型選抜と総合型選抜の要件の趣旨の違いを鑑み、志願者の希望があれば、学力等を考慮して変更を認める。

(3) 私立大学指定校推薦ならびに学校型推薦について

- ア 志願者の第一志望である。なお、指定校推薦の推薦枠は7月下旬から8月中に学年掲示板に掲示する。
- イ、ウ、エ (1)のイ、ウ、エに同じ
- オ 専願制を鑑み、出願大学の要件に併願可能の明記がある場合を除き、可否にかかわらず推薦入試の出願は一校のみとする。なお、一般選抜において推薦出願先を含む形で出願しなければならない。

(4) 私立大学公募推薦および総合型選抜について

- ア 専願制の場合は、第一志望校に限る。ただし、併願制の場合は複数校の出願を認める。
- イ 専願制に合格した場合は、併願校の可否に関わらず、必ず進学しなければならない。
- ウ 専願制、併願制にかかわらず、出願締め切り期日の1ヶ月前までに現役生は学級担任、過年度卒業生は卒業時担任(学年主任)に申請すること。申請書類は、(1)のイに同じ。

附則

- ・この方針は、令和4年2月に改訂
- ・この方針は、令和8年5月に改訂